名　称　戸井港南防波堤灯台
位　置
所在地　北海道函館市（戸井港南防波堤外端）
北　緯　四一―四三―〇四
東　経　一四一―〇一―三四
変更した事項　光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月十日

名　称　陸前江島灯台
位　置
所在地　宮城県牡鹿郡女川町（江島）
北　緯　三八―二三―五二
東　経　一四一―三五―三五
変更した事項　光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月十日

名　称　日和佐港北防波堤灯台
位　置
所在地　徳島県日和佐港（北防波堤外端）
北　緯　三三―四三―五〇
東　経　一三四―三二―三四
変更した事項　光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十日

名　称　湊浜港一号防波堤灯台
位　置
所在地　佐賀県唐津市（湊浜港一号防波堤外端）
北　緯　三三―三一―三〇
東　経　一二九―五七―三三
変更した事項　光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十日

名　称　仲里港第一号浮標
位　置
所在地　沖縄県島尻郡久米島町（仲里港北防波堤灯台の東北東方約五〇〇メートル）
北　緯　二六―二一―一三
東　経　一二六―四九―五〇
廃止年月日　平成二十二年十一月十一日

**○海上保安庁告示第七号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　志海苔港西防波堤灯台
位　置
所在地　北海道函館市（志海苔港西防波堤外端）
北　緯　四一―四五―四六
東　経　一四〇―四九―一八
変更した事項　光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　大原港外北防波堤灯台
位　置
所在地　千葉県いすみ市（大原港外北防波堤外端）
北　緯　三五―一五―二一
東　経　一四〇―二四―二二
変更した事項　光　度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　櫛生港西防波堤灯台
位　置
所在地　愛媛県大洲市（櫛生港西一文字防波堤北端）
北　緯　三三―三四―三一
東　経　一三二―二六―二二
変更した事項　光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　櫛生港西一文字防波堤北灯台
位　置
所在地　愛媛県大洲市（櫛生港西防波堤外端）
北　緯　三三―三四―二八
東　経　一三二―二六―二四
変更した事項　光　度　四・〇海里
光達距離　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　恵曇灯台
位　置
所在地　島根県松江市（犬堀鼻）
北　緯　三五―三二―三五
東　経　一三二―五八―〇八
変更した事項　灯　質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで五八メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　加佐岬灯台
位　置
所在地　石川県加賀市（加佐岬）
北　緯　三六―二一―〇五
東　経　一三六―一八―〇〇
変更した事項　光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　鹿屋港北防波堤灯台
位　置
所在地　鹿児島県鹿屋港（北防波堤外端）
北　緯　三一―二四―〇九
東　経　一三〇―四五―三一
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで八・一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

名　称　鹿屋港北沖防波堤南灯台
位　置
所在地　鹿児島県鹿屋港（北沖防波堤南端）
北　緯　三一―二四―〇二
東　経　一三〇―四五―五七
変更した事項　光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月十一日

**○海上保安庁告示第八号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三四度五分三秒東経一三八度七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内